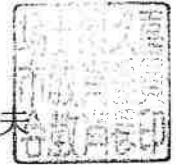




久教学第506号
令和3年7月21日

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 西崎 道喜 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫



久喜市立菖蒲中学校（統合による新校）の通学区域等について（諮問）

久喜市立小・中学校学区等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について
貴審議会の意見を求めるものです。

記

（1）久喜市立菖蒲中学校（統合による新校）の通学区域について

※久喜市立菖蒲中学校は、令和4年4月1日に久喜市立菖蒲中学校と
久喜市立菖蒲南中学校を統合し、現在の菖蒲中学校の位置
（久喜市菖蒲町上大崎860）において新たに開校する予定です。

（2）久喜市立上内小学校の通学区域に関する特例措置について

※久喜市立上内小学校は、久喜市教育委員会令和3年4月定例会において、
令和4年4月1日から休校とし、同校児童は鷺宮小学校に通学する方針
が可決されました。

上内小学校の通学区域は、今回は休校措置であることから、「久喜市立小・
中学校通学区域に関する規則」の別表第一の改正ではなく、附則として特
例措置を規定したいと考えます。